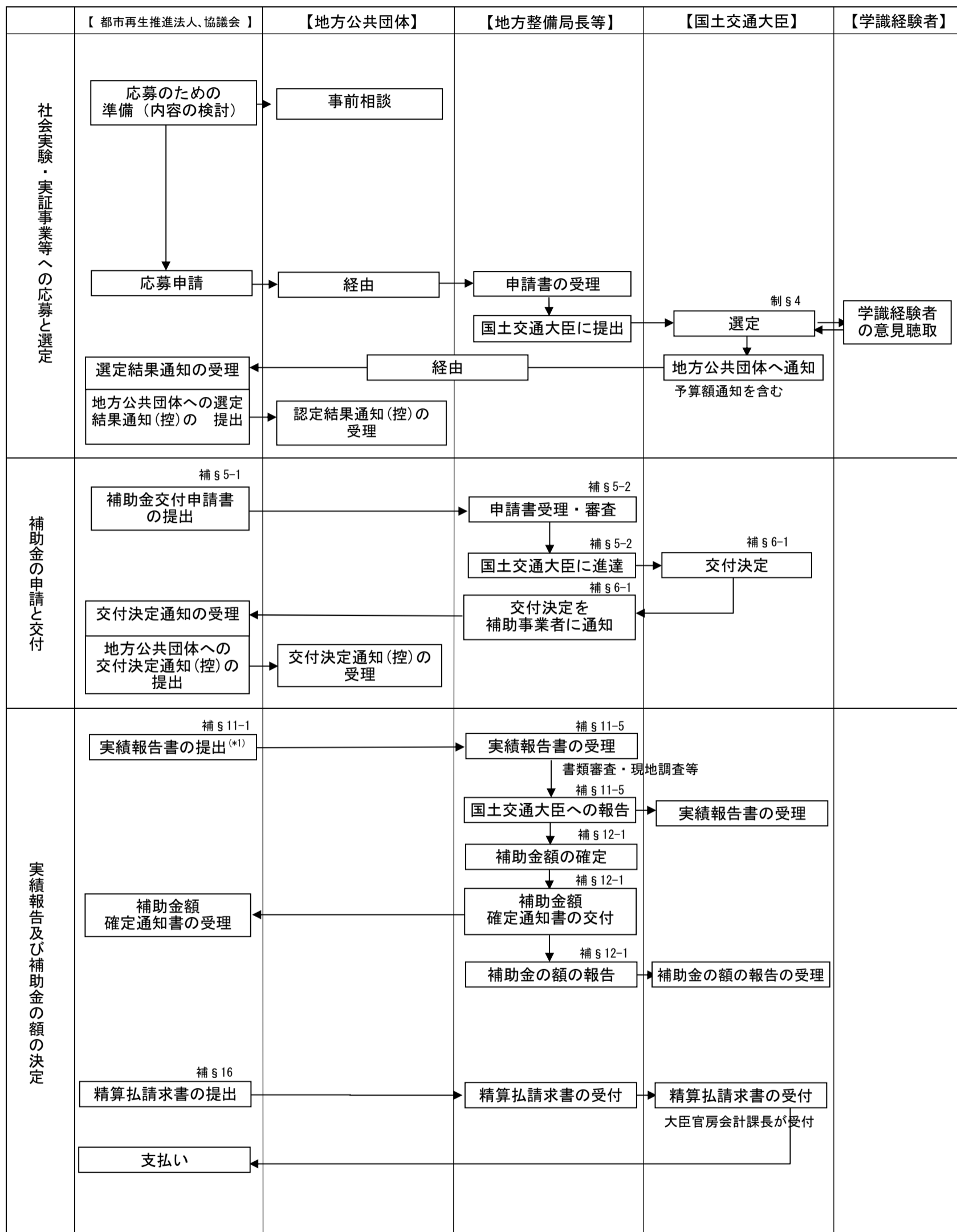


民間まちづくり活動促進事業 社会実験・実証事業等実施フロー【都市再生推進法人、協議会への直接補助の場合】

制：制度要綱  
 補：補助金交付要綱



\*1：補助事業が完了した日から起算して30日以内又は完了した日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに提出  
 \*2：平成24年10月1日現在、「9月以降の一般会計予算の執行について」（平成24年9月7日閣議決定）により、地方公共団体及び民間団体等向け補助金については、原則として新たな交付決定は行わないなど、具体的な予算の執行抑制方針が示されました。従って、新たな交付決定に繋がる「予算額の通知」につきましては、上記予算執行抑制方針の見直し等により、新たな交付決定を行うことが可能となった場合に行いますので、ご理解願います。